

# テロップ画面の二次利用

いろいろな媒体で  
使えるから実用的!

行政Webテロップ放送で制作した画面は二次利用が可能!

大好評!



利用法

1

Web : SNS

テロップ画面を自治体さま運営のFacebookやツイッターなどのSNSに掲載、告知に利用

※イベント主催者など第三者のご利用はできません

利用法

2

印刷 : 広報誌



テロップ画面を広報誌に掲載、住民の皆さまへの告知に利用

※CM画面は除外

利用法

3

印刷 : 配布物



テロップ画面をチラシとして印刷、住民の皆さまへ配布

※イベント主催者など第三者のご利用はできません

二次利用をご希望の場合は、事前に連絡をお願いします。  
また、上記以外の二次利用をご希望の場合は、ご相談ください。